



鳥取県公報

平成18年 9月26日(火)
号外第134号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県公報発行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (76) (政策法務室)	1
-----	--	---

———公布された規則のあらまし———

鳥取県公報発行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県公報（以下「公報」という。）の発行方法の見直しに伴い、公報の送付先の見直しを行う。
- (2) (1)に併せ、県のホームページ（とりネット）による公報の閲覧が可能であることから、公報の有償配布制度を廃止する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県公報発行規則の一部改正

ア 公報は、総務部県民室の適当な場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。

イ 公報は、次に掲げる箇所に送付する。

- (ア) 各総合事務所の県民局
- (イ) 鳥取県立図書館
- (ウ) 鳥取県立公文書館

ウ 公報の購読及びその料金に関する規定を削る。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) (1)に伴い、鳥取県事務処理権限規則について、所要の改正を行う。

(3) 施行期日は、平成18年10月1日とする。

規 則

鳥取県公報発行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第76号

鳥取県公報発行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

第1条 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(登載事項)</p> <p>第2条 公報には、次の事項を登載する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>雑報その他政策法務室長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置される政策法務室の長をいう。以下同じ。)</u>が特に必要と認めた事項</p> <p>(発行種別)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 号外の公報は、前条各号に掲げる事項のうち、法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急に公示する必要があるもの<u>及び登載する事項が大量である等の理由により政策法務室長が特に必要と認めたものを登載するため、必要に応じて随時発行する。</u></p> <p>(公報の閲覧)</p> <p>第4条 公報は、<u>総務部県民室の適当な場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</u></p>	<p>(登載事項)</p> <p>第2条 公報には、次の事項を登載する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他知事が特に必要と認めた事項</u></p> <p>(発行種別)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 号外の公報は、前条各号に掲げる事項のうち、法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急に公示する必要があるもの<u>その他知事が特に必要と認めたものを登載するため、必要に応じて随時発行する。</u></p> <p>(公報の閲覧)</p> <p>第4条 公報は、<u>県庁内の適当な場所に備え置いて一般の閲覧に供する。</u></p>

(送付)

第5条 公報は、次に掲げる箇所に送付する。

- (1) 各総合事務所の県民局
- (2) 鳥取県立図書館
- (3) 鳥取県立公文書館

(雑則)

第6条 略

(送付)

第5条 公報は、知事が別に定める箇所及び次条第1項の規定により購読する者に送付する。

(購読)

第6条 公報は、期間を定めて購読することができる。

- 2 前項の規定により公報を購読しようとする者は、購読を開始しようとする月の前月の20日までに鳥取県公報購読申込書（様式第1号）により知事に申し込まなければならない。
- 3 公報を購読することとしていた期間の満了前に購読を中止しようとする者は、あらかじめ、鳥取県公報購読中止届（様式第2号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

(購読料金)

第7条 公報の購読料金（以下「料金」という。）は、一部につき月額2,200円とする。

- 2 料金は、納入通知書により、購読する期間内の各月分を一括して納付しなければならない。
- 3 前条第3項の規定による届出をした者については、既に納付した料金のうち公報の購読を中止した月の翌月以降の分を還付するものとする。

(雑則)

第8条 略

様式第1号（第5条関係）

鳥取県公報購読申込書

職 氏 名 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

申込者 郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称）
及び代表者の氏名

電話番号

印

